

# 志木市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

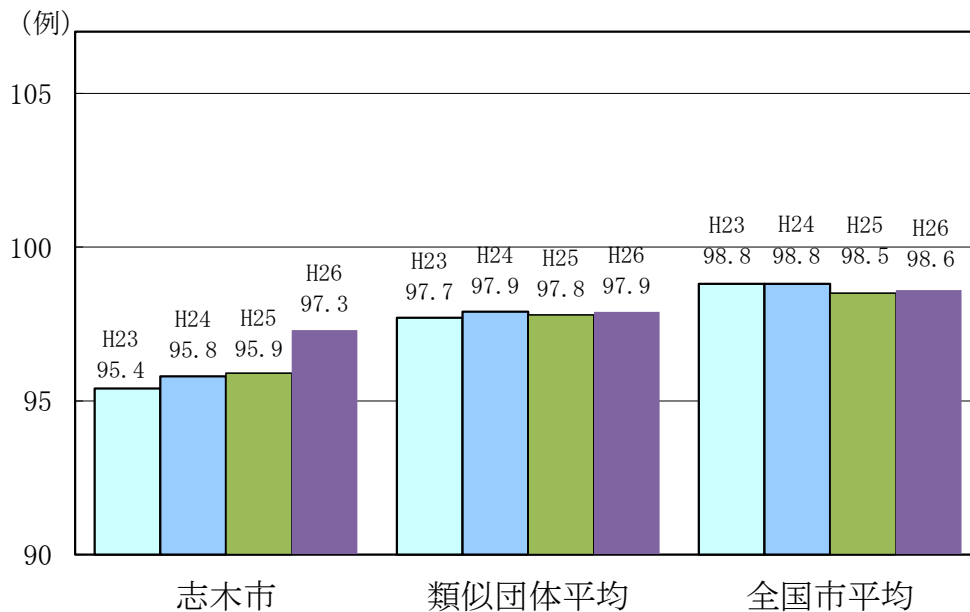
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 73,443	千円 21,840,325	千円 1,225,515	千円 2,980,656	% 13.6	% 16.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
25年度	人 312	千円 1,156,209	千円 343,075	千円 465,527	千円 1,964,811	千円 6,297	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

〔実施 未実施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日  
 （内容）給料表について、平均2%引下げ（国と同じ）。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準12%に対し、志木市においても12%を支給。  
 （実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は14%。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	12%	15%	13%
志木市の支給割合	12%	15%	14%

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当を新設（国と同様の制度）（平成27年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	45.2 歳	331,600 円	432,500 円	405,632 円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢		人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
	平均年齢	人数				
志木市	55.1 歳	4		277,100 円	317,500 円	313,964 円

#### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志木市	47.0 歳	389,200 円	509,900 円

（注）1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分		志木市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

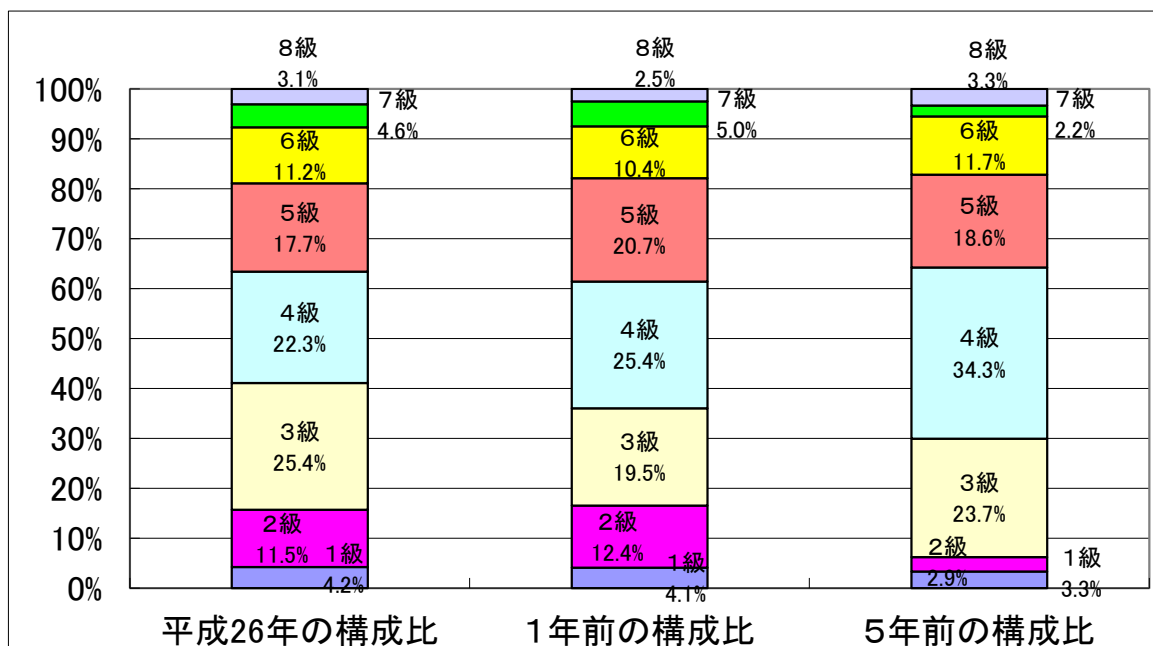
区分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年
一般行政職	大学卒	284,900 円	360,100 円	380,300 円	405,900 円
	高校卒	237,500 円	335,400 円	359,600 円	390,300 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	277,100 円	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・技師補	11	4.2	円 135,600	円 243,700
2 級	主事・技師	30	11.5	円 185,800	円 307,800
3 級	主任	66	25.4	円 222,900	円 354,700
4 級	主査	58	22.3	円 261,900	円 388,300
5 級	主幹	46	17.7	円 289,200	円 400,600
6 級	課長	29	11.2	円 320,600	円 422,600
7 級	次長・参事	12	4.6	円 366,200	円 456,200
8 級	部長	8	3.1	円 413,000	円 478,200

- (注) 1 志木市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況  
 地方公務員法第40条に基づき、1月1日を評定日として人事評価を実施。  
 ※一部人事評価の除外あり。
- 昇給への人事評価の反映状況  
 人事評価表に基づき、昇給区分（8～0号給）を決定。  
 ※人事評価の除外者については、良好な成績（4号給）とする。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

志 木 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,562 千円	1人当たり平均支給額（25年度） - 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( ) 月分 ( ) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.65 ) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.65 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1, 業務目標管理制度の実施 所属もしくはグループ単位での半期単位での目標を定め、その達成実績に基づき加算割合（△20%～20%）を決定。
--

##### (2) 退職手当（26年4月1日現在）

志 木 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者 2～20%加算 (退職時特別昇給 無し ) 1人当たり平均支給額 5,885 千円 20,781 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績（25年度決算）		165,899 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		478,095 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	12 %	347 人	12 %

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1-当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。

##### (4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	1,134 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	54,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	6.0 %		
手当の種類（手当数）	4 種類		
区分	主な支給対象業務	支給実績（H25決算）	左記職員に対する支給単価
感染症にかかるおそれがある業務及び特定の毒物又は劇物の取扱業務に従事する職員	業務に従事した職員	—	1回 500円
行旅病人・行旅死亡人及び変死人の取扱業務又は収容業務に従事する職員	行旅病人	—	1人 500円
	行旅死亡人・変死人	—	1体 3,000円
犬猫等の死体の収容業務に従事する職員	犬猫等の死体処理	—	1件 200円
福祉業務に従事する職員	現業員及び指導員	1,134 千円	月額 4,500円
	主査級の園長	—	月額 2,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	67,702 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	303 千円
支給実績 (24年度決算)	70,708 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	293 千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 6,500円	同	—	34,314 千円	224,275 円
住居手当	借家 最高限度27,000円	同	—	14,964 千円	299,280 円
通勤手当	交通機関等利用者 6ヶ月の定期券の価額の6分の1 自動車等の交通用具使用者 2 Km以上の者に対し、使用距離に応じ31,600円以内で支給	同	—	24,045 千円	97,348 円
管理職手当	部長 82,000円 理事 65,000円 次長 60,000円 参事 58,000円 課長 55,000円 副課長 50,000円 主席主幹 42,000円 主幹 40,000円 専任主幹 32,000円	異	定額支給	66,786 千円	551,950 円

5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額 等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
報 酬	市 長	828,000 円	1,000,000 円 / 440,000 円
	副 市 長	729,000 円	830,000 円 / 375,000 円
	議 長	420,000 円	698,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	368,000 円	620,000 円 / 245,000 円
	議 員	347,000 円	560,000 円 / 222,000 円
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合)	3.85 月分
	副 市 長		3.85 月分
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合)	3.85 月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×任用月数×支給率×100分の125	(1期の手当額) 17,388,000 円 (支給時期) 任期ごと
	副 市 長	支給率 市長 100分の35 副市長 100分の21	9,185,400 円 任期ごと
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

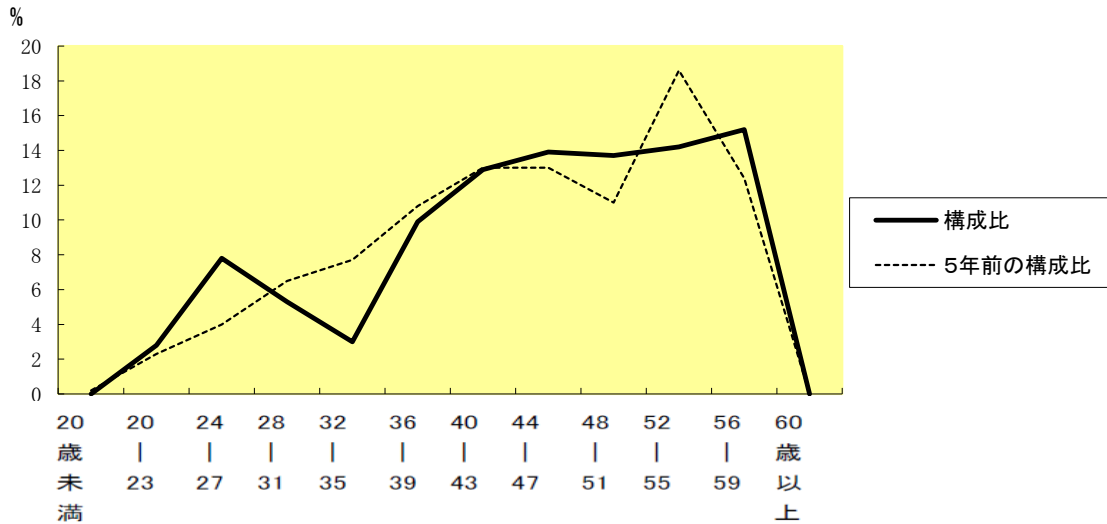
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議会	5	5	0	
	総務	92	106	14	
	税務	27	32	5	
	民生	90	101	11	
	衛生	22	27	5	
	労働	0	0	0	
一 般 行 政 部 門	農水	3	3	0	
	商工	3	3	0	
	土木	25	25	0	
	計	267	302	35	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.12 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.52 人)
	教育部門	46	46	0	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	313	348	35	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.38 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.79 人)
会 計 部 門	水道	14	12	△ 2	
	病院	72	0	△ 72	
	その他	35	35	0	
	小 計	121	47	△ 74	
合 計		434 [ 637 ]	395 [ 505 ]	△ 39 [ ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.78 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	11 人	31 人	21 人	12 人	39 人	51 人	55 人	54 人	56 人	60 人	5 人	395 人

### (3) 職員数の推移

(各年4月1日現在 単位:人・%)

年度 部門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	324	322	296	280	267	302	-22 -7.3
教育	59	52	51	48	46	46	-13 -28.3
普通会計	383	374	347	328	313	348	-35 -10.1
公営企業会計	172	172	159	141	121	47	-125 -266.0
総合計	555	546	506	469	434	395	-160 -40.5

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。